

今は未来のためにある

令和8年度に高める力のキーワード
「あいさつ」、「黙働」、「敬語」、「アンテナ力」

No.6 令和8年4月27日 発行者;校長 小倉 大二

【学校教育目標】

校訓「誠実・勤勉・礼儀」に則り、
思いやりの心を持ち、
新たな価値創造に挑戦する中で、
母校への誇りをはぐくむ生徒の育成

交友関係を深めた 1年「ふれあい活動」

1年生は4月25日(金)の1日を使って「ふれあい活動」を行いました。「ふれあい活動」の内容は、スケッチ大会を兼ねた猿喰(さるはみ)海岸までの遠足です。松ヶ江中学校に入学し、新しい生活が始まって2週間が経ちました。そこで、さらに交友関係を広げられること、また、グループで行動する際の協力やマナー等の規範意識を高めることをねらった取組です。

当日は天候にも恵まれ、無事に楽しく過ごすことができたようです。1年生は年明けの1月末ぐらいに「下関～門司港」をグループで散策する関門ウォークラリーを行う予定です。これらの取組が2年生の修学旅行で行う京都の街並みをグループで散策するフィールドワークへと発展していきます。



中体連・中文連関係の大会日程

令和8年度の中学校体育連盟(中体連)、中学校文化連盟(中文連)主催の大会の日程が決まりました。

部活名	夏季大会(3年生引退大会)	新人大会(1・2年新体制)
軟式野球	【区内】6/20・27(予備日6/28・7/4) 《門司球場・早鞆中》	【区内】9/26・27(予備日10/3) 《門司球場・早鞆中》
バレーボール	【区内】7/4・5(予備日7/11) 《松ヶ江中学校》	【区内】11/7・8(予備日11/14) 《門司中学校》
バスケットボール	【区内】7/4・5 《門司学園中学校》	【区内】12/12・13 《敬愛高校》
ソフトテニス	【区内】6/20・21(予備日6/27・28) 《新門司庭球場》	【区内】10/3(予備日10/4) 《新門司庭球場》
剣道	【区内】6/21 《若松武道場》	【区内】10/31 《若松武道場》
吹奏楽	【吹奏楽祭】6月14日 《若松市民会館》	【クリスマスコンサート】12月26日 《黒崎ひびしんホール》
	【吹奏楽コンクール】7月31日 《黒崎ひびしんホール》	
書茶道	全国書画展作品制作(8月)	<松ヶ江中学校文化学習発表会> 10/30 《松ヶ江中学校》 ※文化部3年生はこの日をもって引退
美術	ポスター作製(9月)	

※諸事情で、日程・会場とも変更する場合があります。

いじめ防止基本方針

今年の1月、他県の中学校や高校での「いじめ・暴力動画の拡散」という大変痛ましい事件が世間を騒がせました。決してあってはならないことです。

これらのことを受け、文部科学省、並びに、各教育委員会は、具体的な再発防止策と初動対応の徹底、いじめ防止やいじめ発生時の即時対応をより厳格に対処する旨の通知を出しています。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長、及び、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、または、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、人権にかかわる重要な問題です。

上記の内容を踏まえ、本校では『いじめ防止基本方針』を再構成し、学校ホームページにあげています。右の写真は、その一部です。

現在、法律に定められた「いじめの定義」は、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」となっており、加害者に悪意がなくても、受けた側が「心身の苦痛」を感じていればいじめに該当します。

本校では、「いじめ・暴力行為0」を目指し、全職員一丸となって取り組んでいきますので、保護者・地域の方々には、ご理解、ご協力の上、お子様へのいじめ防止への啓発（傍観者にならずに、すぐに先生や大人に相談するなど）をお願いします。

北九州市ネットトラブルから自分・仲間を守る5ヶ条

この度、北九州市では、各中学校区から提出されたルールを基に、「北九州市ネットトラブルから自分を・仲間を守るための5カ条」を作成しました。

右に示すのはそのポスターです。現在、このポスターを松ヶ江中学校の校舎内のよく生徒の目に留まるところに多数掲示しています。この内容を、意識して日々の生活を過ごしてほしいと思います。

SNS 上でのトラブルは、なかなか教師をはじめ大人が気付かないインターネット空間で起きています。いつの間にか、事が大きくなり、いじめや犯罪につながる事案も起きているのが全国的な流れです。そのようなことに巻き込まれないよう、ご家庭でもご指導ください。

【北九州市ネットトラブルから自分を・仲間を守るための5カ条】

- 「ちょっとまって。」その内容、ほんとに送って大丈夫？
- 自分のことを「のせない」「送らない」「広げない」
- 「あやしいな。」見ない・開かない・返さない
- その情報、ほんとに正しい？ 見極めよう
- 「どうしよう。」一人で悩まずおとなに相談

(いじめに対する措置) いじめ防止対策推進法23条フロー

生徒がいじめを受けていると思われるとき

いじめの事実の有無を確認

検討結果を教育委員会に報告

いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒双方から丁寧に話を聞き、「いじめの定義」にあてはまるかを確認する。

いじめがあったことが確認された場合

- いじめをやめさせる。
- 再発防止をするため、複数の教職員によって、SC、SSW等の専門的な知識を有する者の協力を得つつ、
 - ① いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
 - ② いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言
 ①②を継続的に行う。
- ※ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒等はいじめを受けた児童生徒等が使用する教室以外の場所学習を行わせる。

上記①②を行うにあたっては、保護者間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を保護者と共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものは所轄の警察署と連携して対処する。
- 児童生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

